(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設を利用する児童の保護者に補助を行うことにより、認可保育所を利用する保護者との公平性を図り、保護者の就業及び子育ての両立の支援並びに経済的負担を軽減することを目的とし、蒲郡市認可外保育施設利用者補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第59条の2の 規定に基づき、都道府県知事に設置の届出をしている施設をいう。
- (2) 保育料 認可外保育施設が基本保育時間の利用料金として利用する月ごとに 徴収する保育料(給食・おやつを含む。)をいう。
- (3) 保護者 児童と同一世帯に属し、認可外保育施設に保育料を納入する義務を 負っているものをいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市内に住所を有していること。
 - (2) 保護者の属する世帯が2人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を現に養育していること。
 - (3) 出生順位が第2位以降の児童が保育を必要とするため3歳未満児(その年の年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。) として認可外保育施設を利用し、かつ、当該認可外保育施設に対し保育料を支払っていること。
 - (4) 認可外保育施設を月極利用していること又は認可外保育施設を次に掲げる条件を全て満たして日額利用していること。

ア 1日あたりの利用時間が4時間以上であること。

イ 1か月あたり15日以上の利用実績があること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、この要綱に基づく補助金の交付対象児童1人につき保護者が認可外保育施設に対し利用した月の保育料として支払った額(その額が53,000円を超えるときは、53,000円とする。)とする。ただし、保護者が子育てのための施設等利用給付(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第8条に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。以下同じ。)を受けているときは、当該保育料として支払った額のうち、子育てのための施設等利用給付として受けるべき額を超えて支払った額(子育てのための施設等利用給付の額と合わせて53,000円となる額を上限とする。)を補助金の額とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、1の年度に支払った保育料について 蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申 請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、その年度の3月末日までに 市長に提出しなければならない。
 - (1) 保育料受領証明書(第2号様式)
 - (2) 施設の利用料金表
 - (3) 就労証明書又は保育を必要とする申出・証明書
- 2 補助金の交付を受けようとする者が、2回に分けて補助金の交付を希望する場合は、申請書兼請求書を4月から9月までの利用分として支払った保育料については10月末日までに、10月から翌年3月までの利用分として支払った保育料については3月末日までに、それぞれ提出しなければならない。
- 3 規則第13条に規定する実績報告は、前2項の規定による申請をもってこれに 代えるものとする。

(交付決定等)

- 第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、 交付及びその額の決定をしたときは、蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付決 定通知書(第3号様式)により保護者に通知し、次条に規定する時期に補助金を 交付するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、蒲郡市認可外保 育施設利用者補助金不交付決定通知書(第4号様式)にその理由を付して保護者

に通知しなければならない。

3 規則第14条に規定する額の確定の通知は、第1項の通知をもってこれに代えるものとする。

(交付時期)

- 第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請に基づき、1の年度分として支払った保育料について翌年度5月末日までに補助金を交付する。
- 2 市長は、第5条第2項に規定する申請に基づき、4月から9月までの利用分として支払った保育料については11月末日までに、10月から翌年3月までの利用分として支払った保育料については翌年度5月末日までに補助金を交付する。 (雑則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日以後の利用に係る保育料の補助について適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱の 規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用 することができる。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱の 規定による第1号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお 使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付申請書兼請求書

(年 月~ 年 月分)

年 月 日

)

蒲郡市長様

申請者 住所 蒲郡市 (保護者) 氏名 (電話

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。なお、補助金が交付決定された場合には、補助金を指定の口座に振り込んでください。

記

1 補助金交付申請額

円

2 補助金交付の対象となる児童

対象児童	氏名	(年	月	日生)
	氏名	(年	月	日生)
	氏名	(年	月	日生)

3 補助対象児童以外に扶養している児童の氏名等

氏名	(年	月	日生)
氏名	(年	月	日生)
氏名	(年	月	日生)

4 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	本・支店
口座番号	普通・当座	
ふりがな		
口座名義人		

- 5 添付書類
 - (1) 保育料受領証明書
 - (2) 施設の利用料金表
 - (3) 就労証明書又は保育を必要とする申出・証明書

市記	1		2		3		4	
入欄	5	(1)		(2)	(;	3)		

保育料受領証明書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

施 設 名

代表者名

下記のとおり 年 月から 年 月分の保育料について支払を受けた ことを証明します。

記

		HL.				
	1	呆育料受領額計	Д			
		受領金額				
	利用年月	(保育料・給食費・おや	利用形態			
	小小八十八	つ代のみ)※延長時間追	(該当する利用形態をチェック及び記入)			
		加料金、教材費は対象外				
					日額利用の	場合のみ記入
			月額	日額	1 目当たり 4	月当たりの
			利用	利用	時間以上の利	利用日数
					用である	利用日剱
内	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
訳	年 月	円				日利用
八	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
	年 月	円				日利用
利	住 所	蒲郡市				
利用者	児童氏名		保護	美者氏名		

第3号様式(第6条関係)

 蒲
 第
 号

 年
 月
 日

(保護者)

住所 蒲郡市

氏名 様

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された蒲郡市認可外保育施設利用者補助金の交付申請(年 月から 年 月分まで)に対し、次のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

1	交付決定額	円

第4号様式 (第6条関係)

 蒲
 第
 号

 年
 月
 日

(保護者)

住所 蒲郡市

氏名 様

蒲郡市認可外保育施設利用者補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された蒲郡市認可外保育施設利用者補助金の交付申請(年 月から 年 月分まで)に対し、次の理由により補助金を交付することができませんので、通知します。

蒲郡市長

1 交付できない理由